

平成24年第5回玉名市農業委員会総会議事録

平成24年5月30日（水）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	寺田 誠一	2番	東 令佐	3番	西川 英文	5番	星野 泉
7番	島村 隆雄	8番	永田 達三	9番	奥村 隆一	10番	坂西 孝之
13番	丸山 近信	14番	田尻 敏夫	15番	西木 美津子	16番	河野 征史
17番	取本 一則	18番	栗田 稔	19番	田上 一	20番	原口 邦弘
21番	堀本 義寛	22番	小路 修三	23番	木村 勝	26番	松下 善伸
27番	杉本 征子	28番	松村 毅一	29番	小澤 一成	30番	中尾 新一
31番	塚本 眞由美	32番	田中 正司	33番	岡本 大助	34番	早高 義徳
35番	平野 和昭	36番	藤川 賢一	37番	石本 和成	38番	小田 募

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

4番	三原 一男	6番	永田 知博	11番	嶋田 清人	12番	本田多美子
24番	吉田 道子	25番	柴原 豊				

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	永井 正治	次長	西村 則義	係長	二階堂 正一郎
主査	西山 美和	主任	宮田 正文	主任	清田 静香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 26号	農地の買受適格証明願（耕作目的）について
第 27号	農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 28号	農地の賃貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 29号	農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 30号	事業計画変更承認申請について（4条許可後）
第 31号	事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第 32号	農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 33号	農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 34号	農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 13号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 14号 農地の形状変更届について

第 15号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより総会を開催します。

現在の出席委員は、38名のうち、三原委員、永田知博委員、嶋田委員、本田委員、吉田委員、柴原委員、6名の方から欠席の届けが出ております。32名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成24年第5回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） まず、寺田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。

よろしく申し上げます。

○会長（寺田誠一君） 皆さんこんにちは。

会議に入ります前に、先般、私の同期の出委でございます天水地区の石本委員のお母様がお亡くなりになりましたので、その際、会を代表いたしましてご香典を届けておりますので、それに対する謝辞を申し上げたいという申し出がっておりますので、石本委員の方からよろしくお願いいたします。

○37番（石本和成君） 皆さんこんにちは。亡き母が、5月11日に亡くなって、12、13日が通夜葬式でございました。そのときに、寺田会長はじめ、農業委員の皆様方には大変お忙しい中にご会葬いただきまして、本当にありがとうございました。また、農業委員の互助会から香典といろいろお世話になりまして、本当にありがとうございました。私も残すところあと2カ月です。一生懸命頑張りたいと思いますので、最後までよろしくお願い申し上げます。

その節は、本当にありがとうございました。

○会長（寺田誠一君） 間もなく私たちは1年で一番、非常に忙しい農繁期を迎えるわけでございますけれども、皆様方におかれましては、体調管理について十分体調を整え、その日に向っての体力を作ってやっていただきたいなと思います。

それでは、早速でございますけど、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第26号より議第34号までの100件と、報告30件が提案されております。慎重なる審議よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（寺田誠一君） 本日の議事録署名委員は、平野委員と藤川委員をお願いいたし

ます。

-----○-----

4. 議 事

○議長（寺田誠一君） それでは、議事に入ります。議第26号、農地の買受適格証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議案の1ページをお願いします。

議第26号、農地の買受適格証明願（耕作目的）について。下記のとおり公売に付される農地の買受適格証明願いを承認するものとする。平成24年5月30日提出。玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、横島町の願出人で、公売物件が横島町の畑1万6,721㎡です。願出人の経営面積が5万5,155㎡で、主にたばこを栽培されております。

2番、横島町の願出人で、公売物件が同じく横島町の畑1万6,721㎡です。願出人の経営面積が6万4,890㎡で、米を栽培されております。

3番、横島町の願出人で、公売物件が横島町の畑1万6,721㎡です。願出人の経営面積が3万9,308㎡で、たばこ、トマトを栽培されております。

4番、熊本市の願出人で、公売物件が同じく横島町の畑1万6,721㎡です。願出人の経営面積が7万1,209㎡で、米、ジャガイモを栽培されております。

5番、横島町の願出人で、公売物件が同じく横島町の畑1万6,721㎡です。願出人の経営面積が5,423㎡で、米を栽培されております。

6番、横島町の願出人で、公売物件が同じく横島町の畑1万6,721㎡です。願出人の経営面積が2万317㎡で、主にミニトマトを栽培されております。

7番、横島町の願出人で、公売物件が同じく横島町の畑1万6,721㎡です。願出人の経営面積が4万2,903㎡で、主にミニトマトを栽培されております。

8番、横島町の願出人で、公売物件が横島町の畑1万6,721㎡です。願出人の経営面積が1万8,564㎡で、トマトを栽培されております。

9番、横島町の願出人で、公売物件が横島町の畑1万6,721㎡です。願出人の経営面積が3万7,595㎡で、ミニトマトを栽培されております。

以上、9件の申請が上がっております。入札日が6月1日で、開札日は6月1日で、入札終了後即時となっております。

附帯決議として、下記に記載しておりますけれども、買受適格証明の交付を受けた者が、最高価格買受願出人又は次順位買受願出人となり、3条許可申請が提出された場合は、この審議をもって意見を付して許可するものとする、という附帯決議となっております。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたしますが、この場所につきましては、共栄地区担当の委員さんから説明をお願いいたします。

○29番（小澤一成君） 1番から9番までを説明します。

まず、1番、本物件は玉名市の公売物件でございまして、願出人は5万5,155㎡の経営面積があり、米とたばこの栽培をしておられます。

2番目、この方は米だけを栽培しておられます。

3番、米とたばこ、丸トマトの栽培をしておられます。

4番、米とジャガイモを栽培しておられます。

5番、米だけを栽培しておられます。

6番、米とミニトマト栽培をしておられます。

7番、米とミニトマトを栽培しておられます。

8番、米と丸トマトを栽培しておられます。

9番の方は、米とミニトマト栽培をしておられます。

願出人は、規模拡大を考えておられます。買受適格者として、特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。この他、この件についてご意見、ご質問がございませんか。はい、どうぞ。

○3番（西川英文君） 買受適格に対する審議というのは、どう判断するのですか。

○議長（寺田誠一君） 買入適格に裏付けるその対象者が適当であるかどうかという判断を今行ったわけです。それによって、今度は入札されるわけでしょう。

○29番（小澤一成君） そうです。

○17番（取本一則君） これは、ここの場所で、願出人が、私たちの意見で適格じゃないと否決すれば、この人は入札資格がなく、入札参加ができなくなるというだけなのでしょう。

○議長（寺田誠一君） そうです。ただし、この方は経営面積とか、あるいは耕作にここで携わっているかということが対象になっている、議決するようになっているわけです。

○17番（取本一則君） 入札はどこでありますか。

○事務局長（永井正治君） 市役所内の第2会議室であります。

○17番（取本一則君） そのときの立会人とかは事務局でやるわけですか。

○事務局長（永井正治君） いいえ、これはあくまでも玉名市の税務課の方がやりますので、税務課の方で対応します。今、会長がこの土地についても若干の補足説明をしてくれということですので、いたします。この土地については、既に地権者がお

亡くなりになられておりまして、負債もありまして、家族兄弟がすべて相続放棄をしております。それで、現状としましては、耕作放棄地になっております。周辺のハウス農家あたりが非常に迷惑をしております、地元の区長さんなり土地改良の役員さんあたりが農協から除草剤をもらって除草薬を撒いたりとか、自分たちでトラクターを持ってきて迷惑のかからないように耕耘するとか、そういう非常に苦勞されているところなんです。そういうことで、何とかこの土地の処分はできないかという相談を受けまして、当然のことながら相続放棄されております、負債もありますので、税務課の方に相談をいたしまして、今回こういう形で公売をするということになっておる土地でございます。

○21番（堀本義寛君） この最低価格は770万円と書いてあるが、ここは市の税金の滞納額になっているのですか。

○事務局長（永井正治君） いいえ、この金額につきましては、市の滞納額ではないです。土地の周辺の評価額あたりの調査をされまして、評価委員がおられますので、この土地における参考意見あたりをとりまして、価格を決定をしてあるようでございます。

○議長（寺田誠一君） 他にございませんか。はい。

○27番（杉本征子君） この公売物件が取得された場合、この土地に何を作付けするかということまで申請書に書いてありますか。

○事務局長（永井正治君） この適格証明願のときに、ここの営農計画を出していただいております。そして、農業できる状態であるかどうかとか下限面積、この場合は1万6,000㎡ありますので、下限面積の問題は取得すればクリアできますが、実際、この農地を取得して作付けできる状況の人であるかどうか、機械を持ってもらえるかどうかというのが、その営農計画の中で聞き取りをして提案しております。

○議長（寺田誠一君） 他にございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地の買受適格証明願について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第26号は承認することに決定いたしました。

続きまして、議第27号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 3ページをお願いします。

議第27号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成24年5月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田528㎡を、知人へ贈与するものです。

2番、築地の申請人で、申請物件が築地の田604㎡を、経営縮小と規模拡大による売買です。

3番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑673㎡他9筆、計7,825㎡を子へ一括贈与するものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑348㎡を相手方の要望と規模拡大による売買です。

5番、岩崎の申請人で、申請物件が岩崎の畑485㎡を、耕作不便と規模拡大による売買です。

6番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田310㎡を、生活資金充当と耕作便利による売買です。

7番、寺田の申請人で、申請物件が寺田の田459㎡他8筆、計9,088㎡を子へ一括贈与するものです。

以上、7件1万9,188㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。それでは1番からどうぞ。

○26番（松下善伸君） 譲渡人は高齢で後継者もなく、長年小作していた譲受人に贈与するものです。申請地は進入路がなく、譲受人の自宅を通過して耕作するという形になりますので、他の人が取得することは不可能だと思います。よって、この案件については許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○3番（西川英文君） 2番と5番について、説明します。2番は、譲渡人は高齢と健康面で農業を続ける状態ではないような形です。譲受人はまだ若くてバリバリやっておりますので、許可相当と判断いたしました。

5番は、譲渡人の土地が譲受人の家のすぐ裏手にあって、農地に入る道路が狭くて、この方が買った方が一番耕作便利だろうということで今後進まれると思います

ので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、3番。

○35番（平野和昭君） 譲渡人、譲受人は親子でありまして、譲渡人は高齢ということで、子への一括贈与ということになっております。許可相当であると判断しております。

○議長（寺田誠一君） 次、4番。

○37番（石本和成君） 相手方の要望と規模拡大ということで、許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） 次、6番。

○19番（田上 一君） 譲受人の方は75歳になられますけど、まだまだ元気で頑張っておられます。耕作便利のためだから問題はないと判断しました。

○議長（寺田誠一君） 次、7番。

○10番（坂西孝之君） 親子でございまして、子への一括贈与ということで、何ら問題もなく許可相当です。

○議長（寺田誠一君） それでは、担当委員の説明が終わりました。他にただいまの案件につきましてご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご意見、ご質問がないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第27号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第28号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第28号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年5月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、川島の申請人で、申請物件が川島の田1,245㎡他2筆、計2,209㎡を農業廃止と相手方の要望により、平成24年6月1日から5年間の契約をするものです。

2番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田935㎡他5筆、計5,978㎡を農業廃止と規模拡大により、平成24年6月1日から5年間の契約をするものです。

3番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,388㎡他3筆、計6,248㎡を農業廃止と相手方の要望により、平成24年6月1日から10年間の契約をするものです。

4番、玉名郡和水町の申請人で、申請物件が南坂門田の畑1,826㎡他6筆、計2万6,025㎡を農業法人への貸付と規模拡大により、平成24年6月1日から10年間の契約をするものです。

5番、下の申請人で、申請物件が下の田4,581㎡を労力不足と規模拡大により、平成24年5月30日から5年間の契約をするものです。

6番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田2,062㎡を労力不足と規模拡大により、平成24年6月1日から5年間の契約をするものです。

7番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,500㎡を労力不足と規模拡大により、平成24年6月1日から15年間の契約をするものです。

以上、7件4万8,604㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと。下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員に説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○9番（奥村隆一君） 貸人、借人、家も近所です。相手方の要望でございまして、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○18番（栗田 稔君） 2番の件に関しては、農業廃止と規模拡大による貸借です。問題ないと判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、3番。

○19番（田上 一君） 貸人は農業廃止、借人は相手方の要望ですから、何も問題はないと思います。

○議長（寺田誠一君） 次、4番。

○10番（坂西孝之君） 和水町の農業法人ということで、貸人はどうも体調を崩しておりまして、それを法人に貸し付けるということで、何ら問題はなく、許可相当と思います。

○議長（寺田誠一君） 次、5番。

○13番（丸山近信君） 借人は稲作を無料で今まで作付けされていたんですけども、

今回貸貸しを設定して規模拡大するというので、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、6番。

○30番（中尾新一君） 貸人は高齢で、後継者もいませんので、労力不足ということ
です。借人はただいま規模拡大中のごさいます、後継者も頑張っておりますので、
許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） 次、7番。

○32番（田中正司君） これも書いてあるとおり、労力不足と規模拡大ということ
ごさいます。許可相当です。

○議長（寺田誠一君） すべての説明が終わりました。他にただいまのこの件につま
ましてご意見、ご質問ございせんか。

○36番（藤川賢一君） 4番をお願いします。農業法人にするということ、貸人自
身が会社社長になってされますか、法人化はいつからですか。

○事務局長（永井正治君） 法人化は平成24年3月1日にされております。

○36番（藤川賢一君） わかりました。

○議長（寺田誠一君） 他に。

○27番（杉本征子君） 3番についてお尋ねします。期間借地となっております、
期間はいつからいつまで、何を作付けされるのでしょうか。それと、貸人の方は、
農業委員会の選挙人名簿の面積にもこの面積分はカウントされるのですか。

○事務局次長（西村則義君） これは、表作です。期間借地というと表作なので、米で
す。選挙権のことですが、期間借地ということ、今回は表作を貸しておられます。
裏作は自分で作るということですが、農業をされないということであれば、選挙
権はないです。裏作で、例えば麦を作ったりするということであれば、それも面積
にカウントされますので、選挙権はあります。

○17番（取本一則君） これは農業廃止ということになるのですか。

○事務局（宮田正文君） 裏作も現在貸されておりますので、表・裏、両方とも貸付とい
うことになります。

○27番（杉本征子君） 同じ人に貸してあるわけですか、裏作も。

○事務局（宮田正文君） 別々の方です。

○27番（杉本征子君） はい、わかりました。

○議長（寺田誠一君） 他にございせんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の貸貸借権設定許可申請について、原案どおり決定すること
に異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第28号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第29号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議題29号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年5月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,009㎡他21筆、計1万7,360㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年6月1日から10年間契約をするものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,473㎡他15筆、計1万3,709㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年6月1日から10年間契約をするものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が中坂門田の畑5,334㎡他7筆、計1万1,513㎡を、農業者年金受給に伴う後継者変更で、平成24年6月1日から30年間契約をするものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,576㎡他6筆、計8,598㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年7月1日から10年間契約をするものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,759㎡他6筆、計5,828㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年6月1日から10年間契約をするものです。

6番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,376㎡他13筆、計1万2,100㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年6月1日から10年間契約をするものです。

7番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の畑7,213㎡他2筆、計3万8,614㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年6月27日から10年間契約をするものです。

以上、7件10万7,722㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと。下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番から。

○38番（小田 募君） 借人と貸人は同居の親子で、借人は農業後継者です。農業者年金受給のための経営移譲ですので、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○37番（石本和成君） 貸人と借人は親子で、農業者年金受給のための申請で、許可相当と判断します。

3番です。祖父と孫、農業者年金受給のためです。許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） 次、4番。

○32番（田中正司君） これも親子でございまして、農業者年金受給による経営移譲でございまして。許可相当と思います。

○議長（寺田誠一君） 次、5番。

○33番（岡本大助君） この方も農業者年金受給のための設定でございまして。許可相当と判断しております。

○議長（寺田誠一君） 次、6番。

○22番（小路修三君） これも農業者年金の親子関係で、また再設定でございましてので、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、7番。

○7番（島村隆雄君） これも親子でありまして、農業者年金受給のための再設定でございまして。許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。他にご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第29号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第30号、農地法第4条許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第30号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（4条許可後）。農地法第4条第1項の規定により許可があった下記農地の事業

計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成24年5月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が天水町の畑51㎡で、平成17年6月に中古車展示場として転用許可を受け、現在も中古車展示場として使用しております。その中で、今回承継者である子どもが隣接地に個人住宅を建てるため、申請地を通路として変更したいということで、上がっております。

以上でございます。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。どうぞ。

○36番（藤川賢一君） ただいま事務局の方から説明がありましたように、現在変更地は展示場になっておりますけれども、その前の方を通路として今度住宅を造るということになりました。通路として利用するということでございます。この件につきまして、また後で住宅のところの説明いたしますので、通路だけの許可は相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。他にご意見、ご質問、ございませんか。

○26番（松下善伸君） これは地目は田になっていますが、田んぼの中に自動車展示場があるわけですか。

○事務局（二階堂正一郎君） 平成17年に4条の転用許可が下りています。その時点で、中古車展示場をされています。ただ、地目の登記とかはできていません。ですので、現況も台帳の方も田としています。

○事務局長（永井正治君） この件につきましては、本来であれば、所有者が中古車展示場として転用許可をもらって登記をせんといかんわけです。地目を。ただ、転用許可後この事業者がまだ登記を済まされていないと。課税的には、税務課の課税では宅地並みの課税をしておりますけれども、まだ本人さんの登記ができてないというところで、現況はこういう状況になっております。

○26番（松下善伸君） すると、この場合は、始末書は提出しなくてもいいわけですかね。

○事務局長（永井正治君） 個人の登記の問題だから、この事業に対しての始末書は、もう既に許可が下りた物件ですので、要らないです。

○26番（松下善伸君） この書類を見たばかりではわからないから。

○事務局長（永井正治君） そうですね、説明不足で申し訳ありません。

○議長（寺田誠一君） 他にございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 質問もないようですので、採決に移ります。

農地法第4条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第30号は承認と意見決定することに決定いたしました。

続きまして、議第31号、農地法第5条許可後、事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第31号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（5条許可後）です。農地法第5条第1項の規定により許可があった下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成24年5月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が築地の介在畑、登記地目は畑でございます。これも同じく地目変更がされておられません。173㎡他1筆、計339㎡で、当初計画者は申請地に個人住宅を建設する予定で、昭和60年に転用許可を受け、所有権移転登記を行ったが、配偶者の事業の関係で、熊本市に居を移すようになりました。そこで、熊本市に住宅を建設されております。その後、放置されておったわけですが、今回の承継者が申請地の隣接地に居住をしておられまして、敷地が狭いため、今回の申請地に倉庫を建設したいという変更申請でございます。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。

○3番（西川英文君） ただいま事務局から説明があったとおりですけれども、現地を見まして、地目は畑ですけれども、隣接する方が草刈り等をされていたようです。今回、継承者の方がそこを購入して倉庫あるいは駐車場にしたいということで、現地を確認しましたがけれども、また次の議案と関連しますので、詳しくはそこで申し上げますが、許可相当と思います。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。後の議題の件と関連があるそうでございますので、そこを含めて、この件について、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 質問もないようですので、採決に移ります。

農地法第5条許可後、事業計画変更承認申請について、原案どおり承認と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第31号は承認と意見決定すること

に決定いたしました。

続きまして、議第32号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 13ページをお願いします。議第32号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年5月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、この物件は4月の総会で面積要件の関係で保留となった物件です。今回、分筆されて、申請をされております。申請物件が岱明町の田546㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しています。

2番、申請物件が岱明町の畑74㎡で、転用目的が宅地拡張、増築です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域外の農地で、第3種農地と判断しております。

以上、2件620㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○22番（小路修三君） この物件は、前回面積が1つだったために保留となった案件です。今回、敷地の南側を107㎡分筆ができて、畑として利用することとなり、転用面積は546㎡となり、面積要件も許可基準に沿っておりますので、許可相当と認めます。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○19番（田上 一君） この申請人は、自宅が狭いため増築されることであって、上下水道は市、雨水等は全部町の排水に流すということで、何も問題はないと思いましたが、よろしくをお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。他にご意見、ご質問、ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(寺田誠一君) 異議がないものと認め、議第32号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

続きまして、議第33号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 議第33号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年5月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が小島の田112㎡他1筆、計199㎡で、転用目的が駐車場です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

2番、この物件は、議第31号の1番との関連で、申請物件が築地の介在畑173㎡他1筆、計339㎡で、転用目的が倉庫です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

3番、兄弟間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑423㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

4番、申請物件が山部田の畑391㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

5番、申請物件が大倉の畑47㎡で、転用目的が宅地拡張です。農地区分は都市計画法に規定する譲渡区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が中尾の畑543㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が築地の畑373㎡他1筆、計1,390㎡で、転用目的が宅地分譲地です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が天水町の樹園地314㎡で、転用目的が駐車場です。農地区分は住宅の連担する区域に近接している農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

9番、親子関係の使用貸借で、申請物件が横島町の田223㎡で、転用目的が個

人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

10番、この物件は、議第30号、1番との関連です。親子関係の使用貸借で、申請物件が天水町の田218㎡他1筆、計269㎡で、転用目的が個人住宅及び通路です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

11番、申請物件が天水町の畑121㎡で、転用目的が倉庫です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

12番、親子間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑265㎡他1筆、計1,568㎡で、転用目的が共同住宅です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

13番、申請物件が岱明町の田802㎡で、転用目的が公民館です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

以上、13件6,629㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断いたしましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたしますが、1番につきましては、始末書が添付されておりますので、事務局より始末書の朗読をお願いいたします。

○事務局（二階堂正一郎君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（寺田誠一君） それでは、担当委員より説明をお願いいたします。

○9番（奥村隆一君） 今始末書をお聞きになったとおりでございまして、譲渡人が本家でございまして、妹さんでございまして、譲受人はお姉さんで、姉妹2人でございまして、分家でございまして、登記ミスと今事務局から言われましたとおり、転用目的は駐車場でございまして、十分反省しておられるので、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○3番（西川英文君） 第3条では、説明が不十分で申し訳ございませんでしたけれども、今回は詳しく説明させていただきます。これは今住宅地の中にある農地ですけれども、昭和60年代に集団転用地になった、分譲地で転用してあって、そこだけ

が先ほどの横に書いてありますとおり、家を造ることができなかったということで、そのままの状態だったんですが、隣の方にお話を聞きましたところ、以前からそこを譲渡してほしいと申し入れをしていたけれども、なかなか相談ができなかったけれども、今回相談ができたということで、隣の方が手狭なために倉庫と駐車場にしたいということだそうです。駐車場は碎石を敷きまして、自然浸透ということで、生活雑排水は一切出ないということで、周辺の農地には何ら問題はなく、ほとんど農地はありませんけど、そういった状況ですので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、3番。

○18番（栗田 稔君） 3番の件について説明をいたします。この件に関しては、姉弟の関係で現在弟さんは姉の家に同居して、早く独立して家を建てたいということではありますが、姉の方は昨年度の4月申請、農地で購入物件であります。また農地として見る限り一度も使用されてない。それと開墾は昨年購入された後、竹の根を取り払う作業を昨年からやっておられました。しかし、竹林となって、そういった形でありましたが、切り土が約2mぐらい既にあります。そういったことも含めて、農業委員の皆さん方の審議を諮っていただきたいと考えています。切り土の方の隣接の方の人との話はついているということは聞いております。

以上です。

○議長（寺田誠一君） それでは、ただいま地元委員さんからの説明がございましたけれども、あえてこの件について、今までの変更関係といえますか、その説明が若干不足した点も事務局から補足させますので、どうぞこれを参考にして採決に臨んでいただきたいと思います。

○事務局（二階堂正一郎君） 使用貸人の方は、平成23年4月にこの第3条の許可で、申請地を購入されております。3条で買われたときは竹林だったのですけれども、竹林を開墾して、畑として利用するというので買われていました。ただ、同居している弟の方が自宅を急ぎょ建設したいということになったので、今回、いろいろと物件を探しましたところ見当たらず、この物件のところを、5条転用申請をするということになっております。

○事務局次長（西村則義君） 去年の4月にこの使用貸人の方が3条申請でこの農地を取得されております。それで、そのときは、今説明がありましたけれども竹林でございました。その竹林を畑として利用するというので購入されております。その後、竹を切り払うというような作業はされております。現地調査を先日行ったときは、耕作物はされたような状態ではなかったんですね。今は農業委員さんが説明されたとおおり、切り土を2mぐらいされて整地にされて、耕せばすぐ耕せる状態では

あります。

農地法の3条で耕作目的で購入されておりますので、去年の4月に申請されて登記が8月なんです。1年もせんうちに耕作もせずに転用するというのは、農地法の趣旨からは反していると思われまして。ただ、それを転用申請が上がったからといって、それを楯に不許可にするということはまた別の問題で、耕作もしてないからということで、法律上、不許可の理由にはならないということでございます。県の方と相談しまして、そういったところなんです。ただ、3条の申請に関しては、先ほど言いましたようにちょっとおかしいところは出てくるんだといったところなんです。それで、現地調査の後に半年待ってもらえんのかなと、実際のところ。現地には今カボチャを植えられています。半年、そのカボチャの収穫まで待ってくれんかという話をしたんです。ばってん、この申請は取り下げないと言われたということです。

○17番（取本一則君） これは、竹林というのはもともとは現況は竹林だけ地目は畑だったのです。その当時から、農用地外だったのです。去年のときも。去年畑で買うというときも。去年購入されたときの経営面積はどのくらいあったのですか。規模拡大で買うとなはるとだから。この女の人は、年齢は64歳ですか。それでバリバリで女一人でしょんなはるわけないな。

○事務局長（永井正治君） 本来であれば、5条でこの土地を購入されれば別に何でもなかったわけです。やはり農業委員さんの立場としては、規模拡大で農業をするということで3条許可が下りたわけです。それを1年も経たないうちに転用すると。玉名市では慣例といいますか、従前より1年1作は確実に作ってからしてくださいということで、ずっと来ているところですけども、それが公的な根拠になるのかということで、県の方に確認しましたところ、転用に関しての法的な措置としては、1年1作を作ってくれということで、この転用の申請に対しての保留なり結果なりの理由にはならないと。転用あるいは3条許可については、国の権限移譲による事務移譲委託されているものですから、やはり国の法律に基づいて処理をしていただきたいということも県から言われております。非常に、私たちも納得はいかんとですけども、正直なところ、感情で判断するといけないとですけども、やはり気持ちはあまりよくない案件ではあるということは確かです。これは地元の委員さんも当然そうだろうと思います。

○17番（取本一則君） それで、カボチャを植えてあるから、ちょっと待ってくれと言ったけど取り下げない。家を建てたいという気持ちがあるわけですか。ということは、弟さんがすぐに家を建てなはるということ。資金計画なんかも、融資関係もいろいろしておられるとでしようたい。1年以内じゃなかったならな。

○36番（藤川賢一君） ばってん、こういうことは今から先はあると思うたいな。山

で買うとって、これが非農用地だから、いつでも転用できるから。農振許可も抜けているものだけ、できるとですよ。

○事務局長（永井正治君） 先ほど取本委員から耕作面積のお尋ねがありましたが、実作地が9,912㎡、借入地が3,836㎡、計1万3,748㎡の耕作をされております。

○議長（寺田誠一君） それで、地元委員さんは。

○18番（栗田 稔君） 自分としては、前例を引くのが一番怖いというのがあるのと、やはりこういった事例を、簡単に許可を下したと言われるのがやはり怖いですよ。これからも、農業委員さんにもこういったやつがあると思います。ただ、皆さんたちがオーケーであれば、最初に申し上げていたように。

○17番（取本一則君） 栗田委員が同級生であって、自分がよかばいたて言いつらかけんと言いなはるから、私たちが「異議なし」と言えば、もう私はいいと思います。この人も事情があるとだろけんですね、早く家を建てなんという。もしこれが、申請で持ってこられたときが、最初からそれがわかっているのであればいかんけど。去年4月持ってきたときに。

○議長（寺田誠一君） いや、それは、今月になってからでしょう。

○18番（栗田 稔君） そのときは、いずれは家をと。ただ、あまりにも間近で一作も作ってないというのがあったから。

○議長（寺田誠一君） 今回のこの議案について、非常に事務局もこの取り扱いについて、どうするかということで悩んでおられるようです。あくまでも、このことについては県からの委託を受けて我々が採決をして意見決定していくわけですので、県の見解はいかがかということで、指導を受けるようにというふうに指示をいたしましたところ、県は別にこれに対しては何もないというふうな見解でございますので、何分独自でこのことを意見決定することでないと駄目じゃないかと思えます。

したがいまして、まだ採決までは時間がございますので、それまで一応お考えいただいて、次の方に進めさせていただきます。

次、4番。

○14番（田尻敏夫君） 譲受人はここに個人住宅を建てるということで申請しております。この土地が西側が旧県道玉東瀬川線という大きな道路に面しております。北側、東側、南側は家があり、農産物の工場等が建てられて、農地を転用して住宅を建てるということに関して問題はないような土地です。建物を建てた場合、生活用水に関しましては市の上水に接続して、雑排水は合併浄化槽を設置して、排水路に流すということでございますので、別に問題はなく、許可相当と判断いたし

ました。

○議長（寺田誠一君） 次、5番。

○10番（坂西孝之君） 宅地拡張ということですが、これは既になされておりました。実は7～8年前に譲受人の下が譲渡人の段畑でございまして、それを平畑になされたわけでございます。そしたら、法面といいますか、それが4m近くできまして、崩落の危険性があるのではなかろうかということで、この譲渡人が申請地を買ってくれと。そして、譲受人が買ってブロック、擁壁をされているわけでございます。何分、譲受人も高齢者でございまして、始末書もできないということで、これも私は許可相当という言葉はちょっと出にくかけん、ここでまた、判断を仰ぎたいなと考えておられます。

○議長（寺田誠一君） 事務局からの補充をしてください、今の意見に対して。

○事務局長（永井正治君） この件につきましては、先ほど坂西委員から言われましたように、もともと同じ高さで農地と宅地があって、宅地の方に境界ぎりぎりに家を建てられておりました。ところが、こちらの農地の持ち主がその廃土を売買するというか、その土を売ってあるわけですが、削って、3mから4m下げられております。隣の田んぼが2反か3反ぐらいあると思いますけれども、もうカットしてあるものですから、その宅地の方の家主さんの方としては、家が崩落の危険性があるということで、隣の人から下げられたものですから、その分を法面を購入して石垣を作らないと積み上げるのも危険ということでされております。本来なら、そのときに、転用許可を出されていればよかったですけれども、もう本人さんたちは今90幾つで、長女が70幾つという感じで言われておりました。相続とかいろいろなことがありますのできちっとしとかないといかんということで、今回、宅地拡張ということでされております。これはやむを得ない事例かなとは、事務局としては考えております。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、6番。

○3番（西川英文君） 6番と7番につきまして、説明をいたします。まず、6番の方です。これは住宅と道路に囲まれた住宅地の中の農地で、隣接の道路に上下水道も通っておりますし、周辺の農地に住宅がたくさんできるので、問題は起きないだろうということで、許可相当と判断いたしました。

7番です。これは現在集合住宅、マンションの近くの農地で、今度もそこを宅地分譲という計画だそうですが、早くこのあたりの土地は全部宅地分譲で売れるようなところなんです。上下水も通っておりますし、別段問題ないと判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、8番。

○31番（塚本眞由美君） 譲受人はお寺さんです。駐車場の拡張ということで、6台分をしたいということです。譲渡人は後継者がなく、受人の駐車場が高台になっていましたけれど、土砂崩れがあるという危険性もあるために、購入されて駐車場をされるということです。周辺には何も被害ないです。許可相当と判断しました。
以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、9番ですけど、9番につきましては始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をまず事務局よりお願いします。

○事務局（二階堂正一郎君） — 9番の案件について始末書朗読 —

○議長（寺田誠一君） 続きまして、地元委員のご意見をお願いいたします。

○28番（松村毅一君） 貸人の方の土地を娘婿に貸すということです。田んぼは今始末書を読まれたとおり盛土をしてありますので、今から盛る必要はありません。給水はボーリングを行い、井戸水による給水です。生活雑排水、汚水は市の集落排水に接続するということです。雨水は隣接する排水路に流すということでございますので、何ら問題はないと思いますので許可相当とします。
以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、10番。

○36番（藤川賢一君） 先の議第30号の通路の件と関連いたします。この貸人と借人は親子関係でございます。そして、今自動車工場をやられておられます、親父さんが。息子さんも一緒にそこで自動車工場をやっておられる関係で、息子さんが現在熊本から通って来て、親父さんと一緒にしておられますけれども、熊本の方の住宅が資金が6万円ぐらいかかるそうです。そういうことをいろいろ加味して計算した中で、やはり親父のそばの天水に家を建てて、隣接のすぐそばに住宅を造って親父さんと一緒に自動車工場をやりたいということで、天水の方にも若い人たちが入ってきているという気持ちで、私たちが許可相当かなという感じを受けました。

それと、11番です。これも輝明さんの譲渡人と譲受人は従兄弟関係にあたります。そして現在ミカンを作られておられるわけですが、天水でも2～3番に入るような従兄弟さんはミカンを作って頑張っておられるわけですが、現在、皆様もご承知のとおりミカンは大変厳しゅうございます。そういうこともありまして、とにかくミカンを高く販売するには個選といって、自分が作っているミカンを自分で家で選別して農協に出荷して出してもらおうという形で、農協に直接行けば経費が大分かかるということで、それで、今までの倉庫が狭いということで、隣に従兄弟さんの地主さんもおられましたので、隣と相談して今度やるということでございましたので、私どもも活気のある後継者が必要だなと思って、これも許可相当じ

やないかと思えます。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、12番。

○18番（栗田 稔君） これは事務局説明のと通りの貸借であって、ただ、所有地の周り、住宅が建つ周りは借人の方の所有地であって、東側の方には市の道路が通っております。そっちの方に上水道は付けますが、生活雑排水の方は合併浄化槽にすると、雨水については以前どおり、近くの側溝へ流すということで、許可相当とします。13番です。これは庄山区が購入した公民館の土地であります、従来の公民館が借地であって、また通路もなく、老朽化しているということで、利便性に欠けるということで、今回考慮され新築、北側に市道があり、東側に水路があります。上下水道は市の道路に接続するというので、あと雑排水は市につなぐということですね。雨水については、周りが畑と田んぼでございまして、自然排水と、問題ないと思えます。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。今回の案件で、1番、6番について、地元委員として非常にこれの審査をやりづらいという意見も出ておりますので、委員会の総意として、これらを含めてここで決定していかどうかという判断を含めて、採決をとらせていただきます。

他に、先ほどの2件を含めて、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○5番（星野 泉君） 5番についてです。個人の家が建っている隣を簡単に下げているんですか。下げれば倒れるということはわかっているでしょう。

○事務局長（永井正治君） 私どもは片方からしか話を聞いたらんから、片方の話でこういう話をしていますけれども、実際宅地の先の方の畑は昔の法がそのまま残っています。だから、ぎりぎりだったということで、石積を考えておられました。そこで、特にここは了解もあってあったみたいですけど、境界ぎりぎりには本人も思っ

てなかったみたいですね。

○事務局長（永井正治君） 届けを出してあるかどうかはちょっと、前の話だけですね。これは、土地は形状が変わるからですね。

○31番（塚本眞由美君） お尋ねします。田んぼを買うときに、駐車場にしますと言って買うときに、それは地目は雑用地になりますか、何になりますか。

○事務局長（永井正治君） 雑種地になります。

○31番（塚本眞由美君） そこに家を建てていいのですか。またせなんとでしよう。

○事務局長（永井正治君） 雑種地であれば家を建てて、法務局に言えば宅地になるか
と思います。何も建たないと宅地にはならないから、先ほどのような案件が出てく
るのかなとは思いますが。

○31番（塚本眞由美君） その後はもういいんですね、宅地で。わかりました。

○35番（平野和昭君） 3番の件で、ここでイエスカノーかという前に、その件で規
約がなっていればそれでいいけれども、この件で前例を一つ作って、今後こういう
問題が出てきた場合はどうしていくかということもある程度きめとかなないと、なあ
なあではいけないなというか。

○事務局長（永井正治君） 県に確認したところ、3条で購入して、転売の目的で、他
人への転売となると非常に問題はあるかもしれんけれども、兄弟間での使用貸借で
あれば、という話もありました。ただやはり、1年1作という、こちらからはお願
いをしておりますけれど、それが法的な拘束力がないとなれば、今後こういう案件
が出てきてもやはり通していくという形にはなるかと思えます。ですから、転売目
的というのが、意図がはっきりわかればいいんですけれども、おそらくそういうの
が確認がしようがないと思えますので、今後こういう案件が出た場合は、もうやむ
を得ず許可するという話に。あくまでも転用の審査基準に沿って、それが転用の許
可基準をクリアしておけば、転用の許可はもう全線完備、そういう1年1作のお願
いは、審査の基準には法的拘束がないということになれば、そういう判断になるか
と思えます。

○議長（寺田誠一君） もともとこの3条につきましては、県の委託を受けて我々が意
見集約をして、それを意見決定したということで、上告していくわけです。そうす
ると、県自体がオーケーなんですよということを言うとして、反対ですよというの
を出していったらおかしいことになってしまうのです。だから、農地法自体が何か
欠陥があるような感じがしますが、現行の法律が変わらない以上、いわゆるここ
は認めざるを得ないのではないかなという気がします。3条的には、これではおか
しいとは思いますが、事務的にはそういう形です。

○28番（松村毅一君） 今、1年1作という話、これは農業委員会で決めているので
すか。

○議長（寺田誠一君） その申し合わせでしょう。

○28番（松村毅一君） ここで、それを取り外すと何も問題じゃないんですか。今後、
それを取り外すですたい。そうするとこういう議論をする必要はないから。

○事務局長（永井正治君） この問題はよそもあっているみたいですが、よその市町は、
3年3作してくれというのが大方の考え方です。それを何で1年1作に玉名市はな
ったのかというのが、ちょっと私にもわかりませんが、全国的な例を見ると、

他県でもそういう3年3作を作付けしないと転用できませんよというのが、ホームページなり、そういう転用のお知らせのところにはきちっと謳ってありますけれども、実際それは、そういう法的拘束がなければ、もうちょっと委員会だけで終わってしまうのかなとは考えております。

○28番（松村毅一君） その辺は、県あたりからちゃんと法律で決まっているなら、こっちでどうしたって勝たんでしょう。

○事務局長（永井正治君） ですから、これはあくまでも取得後、3年3作、1年1作というお願いですので、やはり取得する段階で、そこをきちっと今後は、取得者に対してそういうお願いをするしかない。ただ、出てきた場合は、もうそれで拘束力はないので、転用は転用の審査基準に沿ってしていくと、転用の許可をしていくという形をとらざるを得んのかなとは考えています。

○9番（奥村隆一君） 今の局長の話を見ると、何か不平等な考えの感じを持つのですが。というのは、さっきも話しましたが、まじめな者が損するという感じになっている。それで、それを知っている人は、今の話のように違反はしないから、違反したっちゃ違反じゃないからいい。だけど、3年とか1年というなら、法を知らない、このことを知らない人はそれを守るわけです。

○事務局長（永井正治君） 確かにおっしゃるとおりです。ですから、今は作ろうごたるばってん、あれだけ言われたけん1年我慢して、建てるのを待っとかなんたいという人と、あがん言われたけれども、やっぱり急ぐから出そうかなと言う人もおられる可能性はある。ですから、そういうのを今後一切、もう1年1作とか3年3作はなしにするかどうかです。

○28番（松村毅一君） その方がいいようですね。要するに、こういう考えを持ってない人は一番から申請するときからこういう考えで申請されるわけですから。だから、そこはその案でしたらどうですか。

○3番（西川英文君） 町ん中はそうそう頻繁に動かされると、大変です。

○議長（寺田誠一君） 総会の委員会で申し合わせをして、ここで撤回をしてしまうのであれば、それを必ず議事録の中に残して、今後、これを施行していくということをしていかなければ、このときはこうだった、このときはこうだったとケース・バイ・ケースで変わっていくということになれば、法律ですから、これは非常にまずいと思うんです。したがって、3条なり、県がそれでいいということであれば、それは私たちは委託を受けて意見決定をしているわけですから、そういう形でもうこれを認めざるを得ないかなということで、今後認めていきたいということにしたいと思います。

○28番（松村毅一君） 1年1作を取り外すということですか。

○議長（寺田誠一君） はい。

（「このままでいいじゃないか。取り外すのがかえって問題ではないか」の声）

○28番（松村毅一君） しかし、今が問題でしょう。今ここで議論のありよるように、今が問題でしょう。相手がそこらあたりを知っていて、県はそういう拘束力のないというのに何であたたちがそういうことを言うのですかと、調べられたらいけないから。

○議長（寺田誠一君） そうですよ。

○17番（取本一則君） 県はそれで通すと言いよるのに、あなたたちは何で2年作らなん3年作らなんと、どこでそういうのか、どの法の制約で言いよるとですかと言われたときは。

○36番（藤川賢一君） そのところは、各市町村と県と話をして、同じごとせないかんもん。

○議長（寺田誠一君） だから、この機会に県の考え方はいかがですかということで、事前に県に上げているわけです。そしたら、県はそのことは問題はありませんということで、助言という意識をしているわけですから、あえてここで止めてしまうということに対してはいろいろな痛し痒しが出てくるのではないかと考えているのです。

○事務局長（永井正治君） この1年1作について、県に確認して、それを少しうちでも考えてみます。

○事務局（二階堂正一郎君） 3条許可後購入された農地を転用するケースですけども、私が県の方に聞いた場合は、玉名市の例でいって、1年1作をしていない場合はどういう形になるかという話で確認をとりました。そのときに、例えば使用貸借なり何なりで親戚、親子、兄弟間で、急急に家を建てなければいけないといった実情があれば、それはしょうがないだろうということです。しかし、いろんな場合で、5条転用についても、全く他人に売られるとかいう転売目的の場合は、それはどうかなど、その辺は考えていかないといけないでしょうねというところでした。

○18番（栗田稔君） この件については、農業委員さんがオーケーと言えばオーケーです。私は喜んで報告します。そういうことで、よければ後で検討してまとめられれば結構かと思えます。

○議長（寺田誠一君） そろそろ時間も経過してまいりますので、よろしゅうございますですか。ここで、ただいまのような意見を含めて、皆さん方のお考えに対して採決をとらせていただきたいと思います。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

○5番（星野泉君） ちょっとよかですか。さっきの議論はどうなったのですか。撤廃すると。

○議長（寺田誠一君） それはもう、撤廃するです。

○5番（星野泉君） もう決まったんですか。

○議長（寺田誠一君） 県がオーケーと言っているなら、県で委託を受けて我々は集約をしているわけですから、何もならないということです。そういうことです。

○18番（粟田稔君） はい、わかりました。

○議長（寺田誠一君） では、異議がないものと認め、議第33号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

次に、議第34号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第34号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成24年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成24年5月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。21ページから26ページまでの53件の集積です。所有権移転が6件の1万6,176㎡、利用権設定が43件の12万979㎡、利用権転貸が4件の2万4,162㎡で、合計23件の15万1,317㎡の集積でございます。

（事務局より別紙調査書を個々に説明）

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま事務局からの説明が終わりました。他にご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご意見、ご質問がないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第34号は意見決定することに決定いたしました。

-----○-----

5. 報告

○議長（寺田誠一君） 続きまして、報告13号より報告15号まで事務局の説明を求

めます。

○事務局長（永井正治君） 27ページをお願いします。報告第13号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成24年5月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は、28件の解約の通知を受理しております。

続きまして、34ページをお願いします。

報告第14号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成24年5月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は、1件の届を受理しております。60cm程度盛土して、再度畑として利用するものでございます。

次に、報告第15号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成24年5月30日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は、農産物直売所の建設1件の届を受理しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（寺田誠一君） ただいま事務局の報告がございました。ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 質問がないようですので、本日予定しておりました議案についてと報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（寺田誠一君） 慎重なる審議誠にありがとうございました。

これをもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時38分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成24年5月30日

玉名市農業委員会会長 寺田 誠一

農 業 委 員 平野 和昭

農 業 委 員 藤川 賢一